

QR/バーコード決済 ソフトウェア使用規約

この QR/バーコード決済 ソフトウェア使用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社イーコンテキスト（以下、「イーコンテキスト」といいます。）が提供する QR/バーコード決済サービス（第 1 条（用語の定義）第 2 号にて定義します。）である『「モバイル決済 for POS レジ」決済サービス』ならびにイーコンテキストが承認する QR/バーコード決済サービス（以下総称して「本サービス」といいます。）において使用可能なソフトウェアをイーコンテキストが提供および使用許諾を行うにあたり、当該ソフトウェアの使用権の許諾に関してイーコンテキストと当該ソフトウェアを使用する者（以下、「使用者」といいます。）との間に生じる権利義務およびその他の契約内容を定めるものです。

第 1 条（用語の定義）

本規約における主要な語句の定義は、以下各号の通りとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、本サービスにおける情報の伝送・処理を行うためにイーコンテキストが設ける本サービスの決済サーバー（第 10 条（第三者への委託）の委託先が設ける場合を含みます。）と、使用者が設けるシステムまたは POS 端末等の機器等との電磁的接続を確立し、本サービスにおける情報の伝送・処理を効率的かつ機能的に作動せしめる機能を有するソフトウェアをいい、以下(a)から (c) のいずれか（または複数）の形態で使用者に提供されるソフトウェアをいいます。
 - (a) 使用者が本サービスに係る情報の伝送・処理のために設けるサーバー内において、本ソフトウェアを使用する形態
 - (b) 使用者が本サービスに係る情報の伝送・処理のために設ける POS レジ等の機器内において、本ソフトウェアを使用する形態
 - (c) イーコンテキストが別途指定するサーバー(第 10 条(第三者への委託)の委託先が設ける場合を含みます。)内に本ソフトウェアを設置のうえ、使用者が本サービスに係る情報の伝送・処理のために設けるサーバーまたは POS レジ等の機器から、API 接続 (HTTP-based RESTful APIs) によりイーコンテキストが設置した前記本ソフトウェアに接続し使用する形態
- (2) 「QR/バーコード決済サービス」とは、物品の販売または役務の提供に係る代金決済の際に、物品または役務の提供者と、購入者または役務の提供を受ける者との間で、スマートフォンやタブレット等の端末の画面に表示された QR コードまたはバーコードを読み取ることにより当該代金決済を可能とするサービスであって、当該決済に係る情報の伝送や取引処理、当該決済に伴い発生する決済事業者からの決済代金の収納代行ならびに決済事業者との間の契約および事務処理、ならびにそれらに関するシステムの提供を個別または包括的に提供するサービスをいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約を契約条件にイーコンテキストと使用者の間に成立する、本ソフトウェアの使用許諾契約をいいます。
- (4) 「電磁的方法」とは、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的手段により相互に意思疎通及び当該意思疎通の記録を確認できる方法をいいます。

第 2 条（適用）

1. 使用者が、イーコンテキスト指定の方法により本ソフトウェアをダウンロード、インストールあるいは使用を開始した時点で、本規約に異議なく同意したものとみなされるものし、当該時点で使用者とイーコンテキストの間に本契約が成立するものとします。
2. 使用者は、本規約に同意できない場合、本ソフトウェアをダウンロード、インストールあるいは使用を開始してはならないものとします。
3. イーコンテキストが必要と判断する場合に使用者に対し個別に提示する技術資料、マニュアル、細則、その他使用者が注意または留意すべき事項（これらが、本ソフトウェアが使用されるサーバーや端末で表示される場合を含みます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（使用許諾）

1. イーコンテキストは使用者に対し、本サービスにおいて使用する目的に限定した範囲内で、本ソフトウェアを本契約の定めに従い使用することのできる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。
2. 使用者は、イーコンテキストの書面または電磁的方法による事前の承諾なく、本ソフトウェアを日本以外の国において使用してはならないものとします。
3. 使用者が前項の承諾を得て本ソフトウェアを日本国外において使用する際、日本国または使用国の輸出入に関連する法令、その他本ソフトウェアに関連する法令（以下、「輸出入等関連法規類」といいます。）の適用を受けるときは、使用者は輸出入等関連法規類を遵守しなければならないものとします。この輸出入等関連法規類の適用を受けるか否かの確認は使用者が自ら行うものとします。よって、本項の定め違反したことにより生じたいかなる問題に関してイーコンテキストは免責されるものとし、使用者は、自己の費用と責任で当該問題を解決するものとします。
4. 本ソフトウェアの使用にあたって、イーコンテキストが別途提示する、特定の端末、機器、設備またはソフトウェア等（以下「利用機器等」といいます。）が必要な場合、使用者は自らの費用と責任で当該利用機器等を準備・構築・維持するものとします。
5. 本ソフトウェアの提供方法は、イーコンテキスト指定の方法によるものとします。

第4条（権利帰属）

1. 本ソフトウェアに係る著作権およびその他の知的財産権の一切は、イーコンテキストまたはイーコンテキストに許諾する第三者に帰属します。
2. 使用者は、本ソフトウェアに係る著作権およびその他の知的財産権の一切に関して、本契約に規定される範囲を超える一切の権利を付与されるものではなく、何らの権利移転等が生じるものではないことを確認するものとします。
3. 本ソフトウェアには、オープンソースライセンス下に置かれているソフトウェアまたはこれを改変したもの（以下、「オープンソースソフトウェア」といいます。）が含まれる場合があります。オープンソースソフトウェアは、かかるオープンソースソフトウェアに適用されるライセンス（以下、「オープンソースライセンス」といいます。）の条件に従って使用権が付与されるものとします。
4. 本契約は、各オープンソースライセンスに基づく使用者の権利を制限するものではなく、それに代わる権利を付与するものでもありません。本契約と各オープンソースライセンスとで矛盾する内容が規定されている場合、矛盾する箇所限り、該当するオープンソースライセンスの内容が優先して適用されるものとします。

第5条（対価）

使用者は、イーコンテキストが予め告知をした場合を除き、本ソフトウェアを無償で使用できるものとします。

第6条（禁止事項）

使用者は、本ソフトウェアの使用にあたり、イーコンテキストから事前に書面または電磁的方法により承諾を得ていた場合を除き、以下各号に掲げる禁止事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部を複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版すること
- (2) 本ソフトウェアの全部または一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含みます。）、もしくは使用させ（当該使用のための使用許諾を行うことを含みます。）、または処分すること
- (3) 本ソフトウェアに属する機能、文書、プログラムのソースコードの全部または一部を改変すること。
- (4) リバースエンジニアリング、逆アセンブルを行うこと、その他の方法でソースコードを解読すること。
- (5) 本ソフトウェアの提供のためのシステムへの不正アクセス等、本ソフトウェアの運営を妨げる行為を行うこと
- (6) 本ソフトウェアを宣伝や商用・勧誘を目的として使用すること
- (7) 本ソフトウェアを使用して、イーコンテキストまたは第三者の権利（著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を広く含みます。）を侵害すること
- (8) 本ソフトウェアに関連する法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違

反すること

- (9) イーコンテキストが別に告知する内容以上のサポートレベルをイーコンテキストに求めること、サポートレベル内であっても同種同様の内容を繰り返し問い合わせる、または過度に多数の問い合わせを行う等、イーコンテキストの業務運用に不当に負荷をかける行為を行うこと
- (10) 第3条（使用許諾）第1項に規定する目的以外の目的で本ソフトウェアを使用すること
- (11) イーコンテキストに対し虚偽の事項を届出し、あるいは虚偽の回答を行うこと
- (12) イーコンテキストによる本ソフトウェアの提供または他の使用者による本ソフトウェアの使用を妨害し、またはこれらに支障を与える行為を行うこと
- (13) 他人になりすまして本ソフトウェアを使用すること
- (14) 上記（1）から（13）のいずれかに該当する行為を援助または助長すること
- (15) その他、イーコンテキストが不相当と合理的に判断した行為または不作為を行うこと

第7条（本ソフトウェアの一時停止、変更、廃止）

1. イーコンテキストは、本ソフトウェアを提供するためのシステムの保守または点検を行う場合、使用者に事前に予告の上、本ソフトウェアの使用の全部または一部を停止することができるものとし、これに起因して使用者または第三者に発生した損害につき、イーコンテキストは何ら責任を負わないものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、イーコンテキストは使用者への予告なしに、本ソフトウェアの使用の全部または一部を停止することができるものとし、これに起因して使用者または第三者に発生した損害につき、イーコンテキストは、何ら責任を負わないものとします。
 - (1) 緊急的に本ソフトウェアを提供するためのシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本ソフトウェアの提供が困難または不能となった場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本ソフトウェアの提供が困難または不能となった場合
 - (4) 本ソフトウェアの提供のためのシステムの不良、第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により、本ソフトウェアの提供が困難または不能であるとイーコンテキストが判断した場合
 - (5) 法令等に基づく措置により、本ソフトウェアの提供が困難または不能であるとイーコンテキストが判断した場合
 - (6) 本サービスの提供が終了される場合
 - (7) その他イーコンテキストが合理的理由に基づき止むを得ないと判断した場合
3. イーコンテキストが本ソフトウェアのバージョンアップ、修正または不具合の修補（以下、総称して「バージョンアップ等」といいます。）を任意に行うことができるものとします。この場合においてイーコンテキストが使用者に対し、当該バージョンアップ等を行った新たな本ソフトウェアを提供する旨に使用者に通知した場合、使用者は、当該通知時にイーコンテキストが求める措置を速やかに実施するものとします。
4. 使用者が前項の措置を行わなかったことに起因して、使用者が本サービスを正常に利用できなくなった場合、イーコンテキストは当該事由に関して一切の責任を負担しないものとします。
5. イーコンテキストは理由の如何を問わず、予め3か月以上の期間において予告することにより、本ソフトウェアの提供ならびに使用の終了を行うことができ、併せて本契約の解除を行うことができるものとします。この場合において使用者またはその他の第三者に生じた一切の損害について、イーコンテキストは責任を負わないものとします。

第8条（免責・不保証）

1. イーコンテキストは、通常講ずるべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、天変地異による被害、電力・通信サービス等社会インフラの停止その他イーコンテキストの責めによらない事由により使用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
2. イーコンテキストは、本ソフトウェアの正確性、最新性、完全性、即時性、実現性、有用性、安全性、合法性、特定目的適合性、第三者の権利または利益の非侵害性その他について何ら保証するものではなく、使用者がこれらに関して損害を被ったとしても、イーコンテキストは一切責任を負わないものとします。
3. イーコンテキストは、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本ソフトウェアの表示速度の低下や障害等に

起因して発生したいかなる損害についても、賠償責任を負わないものとします。

4. イーコンテキストは、使用者が使用する端末、機器、設備またはソフトウェア等が本ソフトウェアの使用に適さない場合であっても、本ソフトウェアの変更、改変等を行う義務を負わないものとします。
5. イーコンテキストは、本ソフトウェアの使用または使用不能に関し、使用者と第三者との間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。また、使用者は当該トラブルに関する第三者からの問合せ、クレーム等についても使用者の費用と責任で対応するものとし、イーコンテキストに対して一切の迷惑をかけるものとしません。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

1. 使用者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、イーコンテキストの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、本契約により生じた権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。
2. イーコンテキストは、本ソフトウェアの提供にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約に基づく権利義務および本ソフトウェアの使用に関して使用者から取得した情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、使用者は、かかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第10条（第三者への委託）

1. イーコンテキストは、本ソフトウェアの提供に関する自己の業務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとし、使用者は、予めこれを承諾するものとします。
2. イーコンテキストは前項の委託を行う際、本ソフトウェアの提供に関する業務において必要な範囲において、自己が有する使用者に関する情報を委託先に連携することができるものとし、使用者は、予めこれを承諾するものとします。

第11条（解除）

1. イーコンテキストは、使用者が次の各号のいずれか一つにでも該当するときには、何らの催告を必要とせず本契約の全部または即時に解除し、および（または）使用者による本ソフトウェアの使用を一定期間停止することができるものとします。
 - (1) 本契約に違反したとき（第6条（禁止事項）への違反についてはその恐れがある場合を含む。）
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - (3) 手形・小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 営業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - (5) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - (6) 信用に不安が生じたとき
 - (7) 営業を廃止したとき、または清算にはいったときもしくはそれらの恐れがあるとき
 - (8) 第三者からの苦情または使用者に起因するトラブル等から、使用者による本ソフトウェアの使用が、イーコンテキストまたは本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとしてイーコンテキストが判断したとき
2. 使用者は、前項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちにイーコンテキストに対する一切の債務を弁済するものとします。

第12条（規約の変更）

1. イーコンテキストは、予め変更内容および変更日をイーコンテキストが適当と判断する方法で告知したうえで、本規約を任意に変更することができるものとします。
2. 前項に従い告知される変更日以降、使用者が本ソフトウェアの全部または一部を使用した場合には、当該使用者は本規約の変更同意したものとみなされ、変更後の本規約の適用を受けるものとします。よって使用者は、前

項の変更を承諾しない場合、当該変更日の前日までに本ソフトウェアの使用を終了しなければならないものとします。

3. 変更後の本規約は、第 1 項に従い告知される変更日に当然に変更されるものとし、当該変更日以降、本契約の契約条件は変更後の本規約に拠るものとします。

第 13 条（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本契約に関し使用者とイーコンテクストの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条（存続条項）

理由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、第 3 条（使用許諾）第 3 項第 3 文、第 4 条（権利帰属）、第 7 条（本ソフトウェアの一時停止、変更、廃止）第 4 項および第 5 項第 2 文、第 8 条（免責・不保証）、第 9 条（権利義務の譲渡禁止）、第 11 条（解除）第 2 項、第 13 条（準拠法、裁判管轄）および本条の規定は有効に存続するものとします。

（以下余白）

【規約制定】

2021 年 4 月 23 日

【規約改定】

2024 年 2 月 9 日

株式会社イーコンテクスト